

5月31日に提出されているが、辞任に伴う登記等の手続きが行われておらず、また、新たな役員を選出も行っていないため定款第19条に規定する取締役の員数3名以上の要件が事実上満たされていないことから、早急に後任の取締役を選任されたい。

(2) 設立の主たる目的である両津地区の中心市街地活性化対策事業が具体的に行われていないことから、早期に事業計画を策定し実施されたい。

(3) 不動産賃貸業の物件である物産販売所については、販売事業者が経営不振により撤退し、平成27年10月から平成28年5月までの8カ月の賃貸収入80万円が未回収となっていることから、早期の債権回収に努められたい。

(4) 不動産賃貸業の物件である物産販売所の建屋が当初の販売事業者の撤退により空き家となっており、賃貸収入が得られず団体の経営に影響を及ぼしている。また、トキの森公園の景観を損ねて来場者に対して不快感を与えかねない状況であることから、早急に物産販売所の建屋を活用されたい。

2 産業振興課に対する指摘事項

(1) 1の出資団体に対する指摘事項
(1)に記載のとおり佐渡市から選

出すべき取締役が事実上不足しているが、その状況を生じさせた原因は佐渡市が後任の役員を選出していないことにあり、産業振興課は所管課として責務を全うしていない。現在の状況を解消するため、早急に佐渡市から取締役を選出されたい。

(2) 出資団体は設立の目的である事業をほとんど行っておらず、産業振興課は所管課としてその経営状況を把握しながら、指導等を具体的にやっていないことから、早急に出資団体に対して、適切な指導および監督をされたい。

監査委員の意見

トキの森公園における物産販売所の建設について、出資関係者に対し意見聴取を行ったところ、株式会社両津TMOの事業実施における三者の認識が異なっていたことが分かった。両津夷本町商店街協同組合および両津商工会は、「両津市中心市街地活性化基本計画」を基に設立していることから、事業実施は両津地区に限定して行うものと理解しており、物産販売所を新穂地区に建設することについては、少なからず違和感があったとしている。

一方、佐渡市は、両津地区に限定する必要はないと考え、取締役を通じて新穂地区での物産販売所建設を

提案し、販売業者を選定した上で不動産賃貸業を行うよう誘導した。

その結果、株式会社両津TMOは、物産販売所を建設し不動産賃貸業を開始したが、販売事業者が経営不振により短期間に撤退し未収債権が発生したこと、また、物産販売所の建屋が販売事業者撤退後空き家となっており、トキの森公園の景観を損ねている状況が生じている。

佐渡市は、物産販売所を公設公営で計画し、議会から計画を見直すよう意見が付されたことにより方針を変え、株式会社両津TMOに物産販売所の建設を誘導しているが、議会の意見を真摯に受け止め十分検討した上で行ったとしても、この状況を引き起こした責任は重大である。

さらに、現在、株式会社両津TMOは、定款に掲げた事業のうち両津港北埠頭駐車場管理事業以外に主な活動を行っておらず、物産販売所の未収債権の回収が進んでいないこと、また、物産販売所の建屋が活用されていないことにより、安定した経営を行っているとは言い難い。

佐渡市は、再三に渡って株式会社両津TMOの取締役の選任を依頼されているにもかかわらずその選任を怠っており、そのことにより会社の業務に支障を生じさせていないとは言いがたく、責任は重大である。早急に佐渡市からの取締役を選出

し、これまでの取り組みについて検証した上で今後の経営方針を明確にし、株式会社両津TMOに対し適切な指導および監督をされたい。

お問い合わせ

市監査委員事務局
☎63-3112

「愛の協力運動」

会員募集にご協力

ありがとうございます

ございました

平成28年度「愛の協力運動」新潟県保護観察協会会員募集について、皆さまのご理解とご協力により、1万5,026世帯から総額177万9,460円の会費が集まりました。会費は、更生保護関係事業と犯罪予防活動事業に有意義に活用させていただきます。



ご協力いただきました皆さま、大変ありがとうございました。

今後とも、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、ご支援ご協力をお願いします。

お問い合わせ

佐渡地区保護司会
☎57-4567